

新たに浅田区の住民に成られた方へ

浅田区

平成 28 年 4 月現在

新区民 各位

浅田区長

あなた様におかれましては新居に入居され感慨と明るい希望で一杯のこととお慶び申し上げます。

さて新しく浅田区の住民と成られた方に当区の行政と年間行事（浅田の氏神様の神事含む）の概要を書面にてお知らせします。尚 隣組(町内会)に新規入組(会)を希望される方で入るべき組が解らない方はその組、及び担当組長さんをお知らせしますので区民会館又は区長までお問い合わせ下さい。浅田区はあなたを歓迎します。一日も早く近隣住民の方々になじまれて楽しい日々を送られることを希望します。

※ 会館休館日は毎週水曜日、日曜日、祝日（お盆・年末年始）

開館時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 昼休み 1 時間 休憩

浅田区民会館 TEL 803-1011

新居又はマンションに入居され希望と感慨でいっぱい的事とお慶び申し上げます。
縁あって 浅田区の住民と成られた方々に浅田区の行政及び区の行事について概略をお知らせします。

1. 区、役員の構成

区長（1名） 浅田区の行政の責任者 区議会で推薦し、区民の信任投票により選出、任期は1年。

会計（1名） 区の会計責任者 区議会で推薦し、区民の信任投票により選出、任期は1年。

区議員 区民の代表者 前任者又は区長が推薦し、区役員、組長の承認を得て選出、任期は2年、再任もあり。

組長（現在90組） 組内で順番に持ち回り任期は1年。組の構成世帯はおよそ15世帯～30世帯を目途とします。各種募金の集金業務、回覧物等の管理、運用、区行事への参加等。小額ですが年度末に手当てが出来ます。

その他 特別委員会として 諮問委員、会計監査委員、財産管理委員、八剣社責任役員等、の各委員会があります。

2. 浅田区の氏神様は浅田八剣社

責任役員及び世話役として氏子総代6名が選出されています。
氏子総代の任期は2年。

3. 浅田区の行事及び神社の年中祭事について

1月元旦 八剣社、元旦祭、前日大晦日にはお神酒、甘酒が終夜振舞われます。同時に神社御札、お守り、おみくじの販売、自動車の安全祈願も行われます。

1月下旬 区役員研修

3月10日 祈年祭

4月初旬 浅田区総会 会計報告、新区長、会計、組長の承認を行います。

- 7月初旬 八刃社、輪くぐり神事、茅がやの輪をくぐり無病息災を祈る神事。
- 8月中旬 献灯祭、納涼夏祭り、区と浅田商工振興会と共同開催で盆踊り、提灯祭り、鳴子踊り、メモリアル吹き上げ花火などが行なわれます。
- 9月中旬 慰霊祭
- 10月中旬 八刃社、秋の大祭 子供神輿、棒の手、神楽、鳴子踊り、最後に奉納餅投げが行なわれます。
- 10月下旬 浅田区民ふれあいウォーキング 浅田区内約3,5kmをウォーキングします。参加された方には抽選により景品が当たります。その他全員に粗品があります。
浅田自主防災会の防災訓練も随時行なわれます。
- 11月23日 新嘗祭
- 12月31日 1月の行事で案内しました大晦日から元旦に掛け夜通し浅田八刃社に於いてお神酒、甘酒が振舞われます。

4、区費（町内会費）のお願い

区費を皆様から頂き 浅田区の行政執行に使用させていただきます。年度末に組長さんが徴収に伺います。尚 区費は下記の通りです。

浅田区 「区費」 徴収基準

平成22年4月1日現在

個人区費

均等割	金 1,000 円
世帯割（持ち家）（分譲マンション）	金 2,800 円
合 計	<u>金 3,800 円</u>
均等割	金 1,000 円
世帯割（借家）（賃貸マンション、アパート）	金 2,000 円
合 計	<u>金 3,000 円</u>

※ 10月1日より12月31日までに住民と成られた方は上記基準の半額です。
尚、1月1日以降3月31日までに住民に成られた方は当年度に限り免除します。
又 学生、単身者は区費を免除します。

5. 浅田区公認の団体及び会

浅田消防団 区民の身近な防火と防災のために活動しています。青年男子の方であれば入団出来ます。適齢期の方の団員常時募集中 詳しくは消防団長まで

浅田老人クラブ 65歳以上の方で有ればどなたでも入会できます。

浅田子供会 6地区あり 小学一年生以上六年生までの子供さんならばどなたでも入会できます。詳しくは各地区会長まで

浅田婦人会 ご存知の通り成人女性であればどなたでも入会できます。

棒の手保存会 小学生以上の男子であれば入会できます。秋祭りに奉納します。

神楽保存会 男女問わずどなたでも入会できます。神社の祭礼に奉納します。

浅田自主防災会 大災害に備え16年度に発足しました、皆さんの入会、活動をお待ちして居ます。只今会員募集中 詳しくは区民会館まで。

浅田安心安全まちづくり

結成以来交通安全等に力をいれてきましたが今回 青パト申請をして青パト巡回を組み入れ防犯活動にも力を注いでいます。

その他

公認ではありませんが、鳴子おどり（浅田夢小町）、遊友クラブなど
があります。

詳細は各会、会長まで問い合わせ下さい。

6、 区民会館について

区民会館は浅田町茶園38番地にあります。浅田区民であればどなたでも利用できます。

勿論無料です。空調設備完備(一部を除く)、営利目的、区民以外の方の利用は規定料金をいただきます。

一階、 貸し店舗、和室(16畳)キッチン付き、 管理事務所

二階、 大ホール放送設備あり 100名以上収容 実習室(30名収容) 料理実習室

三階、 貸し事務所、各種学習塾等に貸し出し中、現在満室

詳しくは会館事務局 電話 803-1011 までお問い合わせください。

専従事務員が常駐しています。

以上概略をお知らせします。詳しくは上記まで又は直接会館までお出かけ下さい。お待ちしております。

会館の休館日は、毎週水曜日、日曜日及び祝祭日です。

開館時間は午前9時00分～17時00分 昼休憩 12:00より一時間

浅田区民は貴方を歓迎します。早く浅田区に溶け込み楽しい新生活をお過ごしください。

浅田区長